

豊田貞宝次世代産業地区 用地造成事業

計 画 段 階 環 境 配 慮 書

2025 年 10 月

愛知県企業庁

本計画段階環境配慮書は、「愛知県環境影響評価条例」（平成 10 年愛知県条例第 47 号）第 4 条の 3 の規定に基づき、作成したものである。

本書に記載した地図の作成に当たっては、国土地理院発行の電子地形図 25000、電子地形図 20 万及び基盤地図情報を使用及び複製したものである。

目 次

第1章 配慮書対象事業を実施しようとする者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
第2章 配慮書対象事業の目的及び内容	3
2.1 配慮書対象事業の目的	3
2.2 配慮書対象事業の内容	4
2.2.1 配慮書対象事業の名称	4
2.2.2 配慮書対象事業の種類	4
2.2.3 配慮書対象事業の規模	4
2.2.4 配慮書対象事業実施想定区域の位置及びその面積	4
2.2.5 配慮書対象事業の諸元	8
2.2.6 配慮書対象事業に係る工事計画の概要	9
2.2.7 その他配慮書対象事業に関する事項	10
第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況	13
3.1 自然的状況	13
3.1.1 気象、大気質その他の大気に係る環境の状況	13
3.1.2 騒音に係る環境の状況	26
3.1.3 振動に係る環境の状況	28
3.1.4 悪臭に係る環境の状況	28
3.1.5 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	29
3.1.6 地形及び地質の状況	34
3.1.7 地盤、地下水及び土壌の状況	38
3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	42
3.1.9 景観、人と自然との触れ合いの活動の場の状況及び 地域の歴史的文化的特性を活かした環境の状況	82
3.2 社会的状況	91
3.2.1 人口及び産業の状況	91
3.2.2 土地利用の状況	93
3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	97
3.2.4 交通の状況	98
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が 特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	100
3.2.6 下水道の整備の状況	103
3.2.7 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	104
3.2.8 その他配慮書対象事業に関し必要な事項	140
第4章 計画段階配慮事項の調査等の結果	141
4.1 計画段階配慮事項の選定	141
4.1.1 計画段階配慮事項の項目	141
4.2 調査、予測及び評価の結果	144

4.2.1 騒音（施設からの騒音）	144
4.2.2 悪臭	148
4.2.3 地下水の状況及び地下水質（地下水の状況）	149
4.2.4 動物（重要な種及び注目すべき生息地）	155
4.2.5 植物（重要な種及び群落）	164
4.2.6 生態系（地域を特徴付ける生態系）	173
4.2.7 景観	177
4.3 総合的な評価	185

第5章 計画段階環境配慮書を委託した事業者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	187
---	-----

第 1 章

配慮書対象事業を実施しようとする者の
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第1章 配慮書対象事業を実施しようとする者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 : 愛知県企業庁
代表者の氏名 : 愛知県公営企業管理者 企業庁長 権田 裕徳
主たる事務所の所在地 : 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

第 2 章

配慮書対象事業の目的及び内容

第2章 配慮書対象事業の目的及び内容

2.1 配慮書対象事業の目的

愛知県の製造品出荷額等は、1977 年以来連続で日本一であり、自動車や航空宇宙、ロボットといったモノづくり産業の拠点として、日本経済の牽引役を果たしている。特に自動車産業は、多様な業種が連なる裾野の広い企業群で構成されることから幅広い産業の集積を促進しており、2022 年における輸送用機械器具製造業の製造品出荷額等が約 28 兆円（本県製造業の 54%）に上るなど、本県のモノづくりを牽引する基幹産業となっている。

現在、その自動車産業は、CASE（Connected, Autonomous, Shared & Services, Electric）と呼ばれる新領域で技術革新が進み、100 年に一度の大変革期を迎えており、その対応が課題となっている。

愛知県においては、デジタル化やグローバル化が進展する中、我が国の発展をリードするため、リニア中央新幹線が全線開業し、スーパー・メガリージョンの形成が期待される 2040 年頃を展望し、2030 年度までに重点的に取り組むべき政策の方向性を示す「あいちビジョン 2030」を 2020 年 11 月に策定し、AI や IoT などの技術革新や、自動車産業を取り巻く環境変化を始め社会経済情勢の変化に的確に対応していくとともに、SDGs の理念を踏まえて愛知の地域づくりに取り組んでいくこととしている。また、「あいちビジョン 2030」では、西三河地域における取組方向として、次世代を担う産業等の集積に向けて、企業立地を推進するとともに、企業ニーズ等を踏まえた新たな企業用地の開発を市町と連携して進めることを掲げている。

一方、トヨタ自動車株式会社（以下、「トヨタ自動車」という。）の国内工場の多くは老朽化も進んでいることから、競争力の維持向上と環境負荷低減の取組みを加速化するため、新工場の整備が喫緊の課題となっている。

新工場の開発は、環境との調和に加えて、各種土地利用規制の調整、周辺の基盤整備等、愛知県、豊田市及びトヨタ自動車と連携しながら進めていく必要があるため、2025 年 3 月、トヨタ自動車及び豊田市から愛知県に対して開発検討の要請が行われた。

新工場は、愛知県の中核産業である自動車産業の強化、高度化につながり、自動車産業に関連した裾野の広い業種の一層の産業集積の進展が期待されるなど、産業振興上、大きな効果が期待される。

本事業は、このような状況を踏まえ、工業用地を造成して工場を新設することにより、環境負荷を低減し、社会・地球の持続可能な発展に貢献するとともに、愛知県の持続可能な産業振興と地域活性化に資することを目的としている。

なお、本事業は「愛知県公営企業の設置等に関する条例」（昭和 55 年愛知県条例第 3 号）に位置付けられている用地造成事業である。

2.2 配慮書対象事業の内容

2.2.1 配慮書対象事業の名称

豊田貞宝次世代産業地区 用地造成事業

2.2.2 配慮書対象事業の種類

工業団地の造成の事業

2.2.3 配慮書対象事業の規模

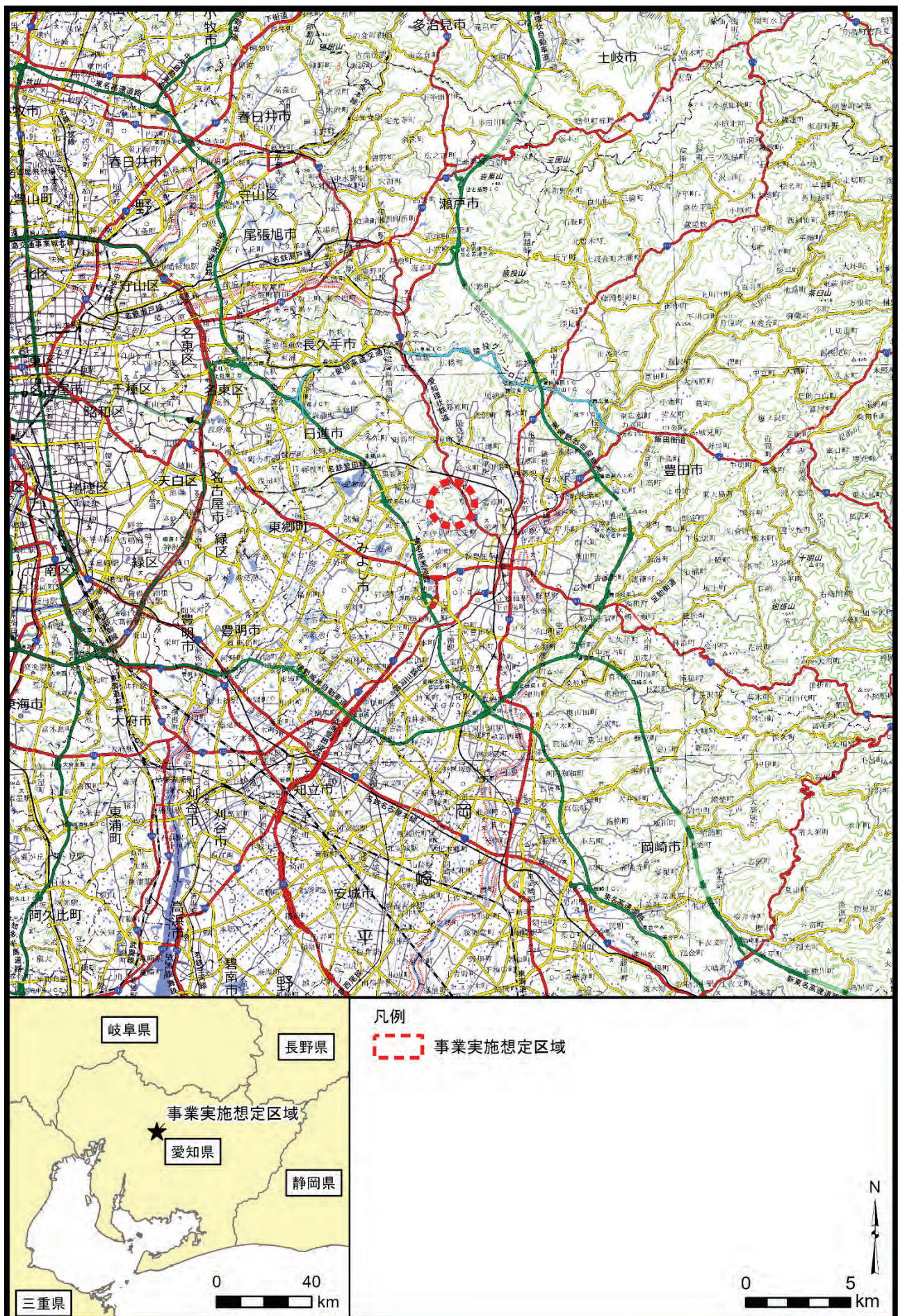
造成に係る土地の面積：約 142ha

2.2.4 配慮書対象事業実施想定区域の位置及びその面積

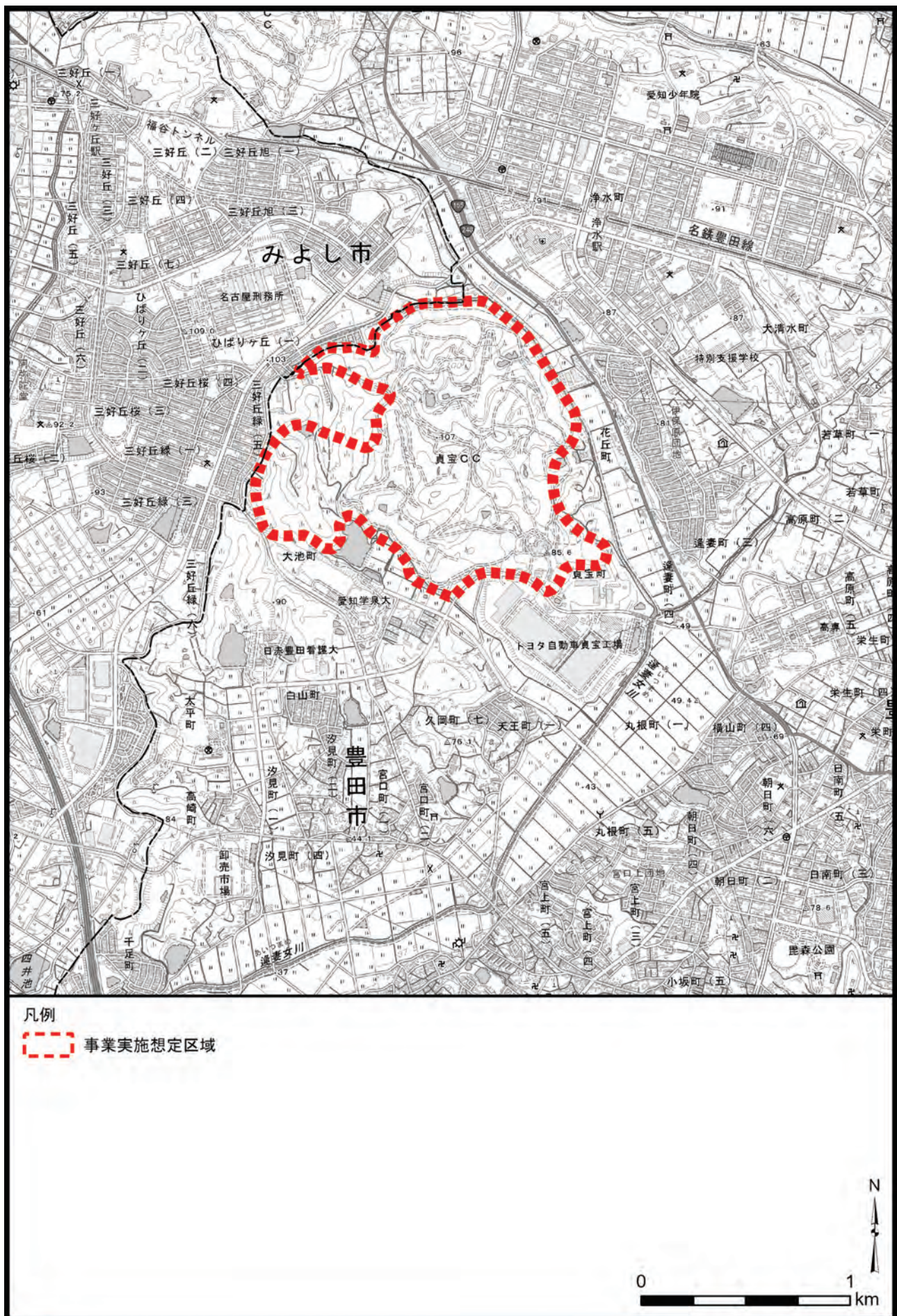
所在地：愛知県豊田市貞宝町、浄水町、花丘町、久岡町及び大池町
地内

配慮書対象事業実施想定区域：約 142ha

配慮書対象事業実施想定区域（以下、「事業実施想定区域」という。）の位置及びその周囲の状況は、第 2.2-1 図及び第 2.2-2 図のとおりである。



第 2.2-1 図 事業実施想定区域の位置



第 2.2-2 図(1) 事業実施想定区域の位置及びその周囲の状況



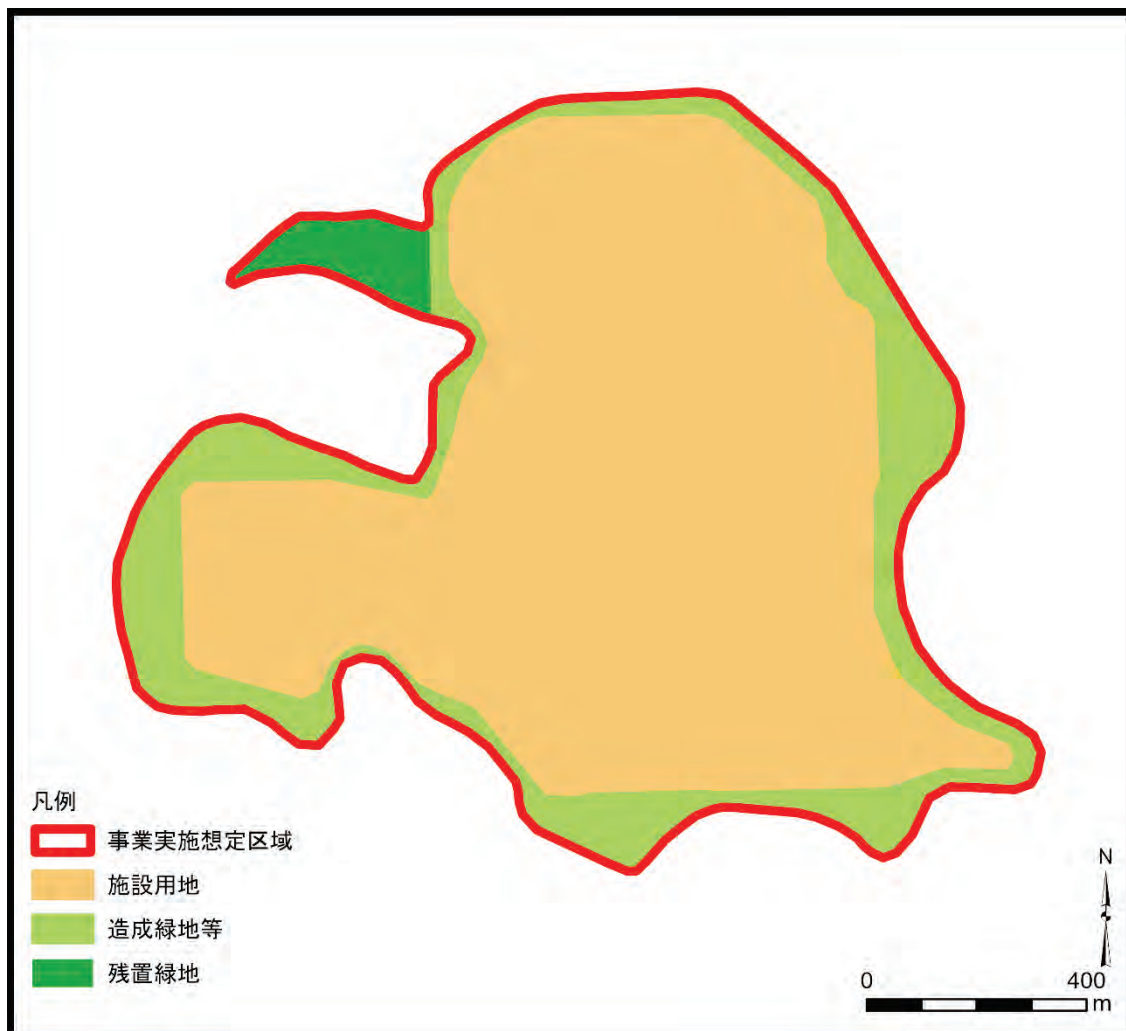
第 2. 2-2 図(2) 事業実施想定区域の位置及びその周囲の状況（衛星画像）

2.2.5 配慮書対象事業の諸元

1. 土地利用に関する事項

(1) 土地利用計画

土地利用構想は第 2.2-3 図、改変区域及び非改変区域の面積は第 2.2-1 表のとおりであり、事業実施想定区域のうち約 138ha は改変区域、約 4ha は非改変区域とする構想である。



第 2.2-3 図 土地利用構想図

第2.2-1表 改変区域及び非改変区域の面積

区分	面積	備考
改変区域	約 138ha	施設用地、造成緑地等
非改変区域	約 4ha	残置緑地
合計	約 142ha	

注：土地利用の面積は、今後の土地利用計画の検討状況等により確定する。

(2) 公共施設等の配置及び計画

供用時における関係車両の主要な交通ルートについて、工場稼働後における製品、廃棄物等の搬出入車両及び通勤車両は、主として一般国道 155 号（豊田南バイパス（2026 年度開通予定）を含む）、市道貞宝線、市道豊田西部線等を使用することを想定しており、主要な交通ルートから接続する道路は今後検討する予定である。

2. 施設供用に関する事項

(1) 主な施設

主な施設としては、プレス工程、ボデー工程、塗装工程、組立工程等を含む工場を整備する計画である。

(2) エネルギー利用計画

供用時におけるエネルギーは、施設については電気、都市ガス、A 重油等を使用する計画である。

施設における燃料使用量は、都市ガスが最大約 27,000 千 m³/年、A 重油が最大約 200kL/年を計画している。

(3) 水利用計画

① 給水計画

上水は、豊田市営水道から供給を受ける計画である。工業用水は、愛知県から供給を受ける予定である。なお、地下水は緊急時のみ利用する。

② 排水計画

施設排水及び生活排水は、事業実施想定区域内に設置する排水処理施設等において適切な処理を行った後、周辺河川へ放流する計画である。

特定排出水の量は、最大約 7,300m³/日を想定しており、今後の詳細設計により決定する。

(4) 調整池計画

改変区域における雨水排水は、流末に設置する調整池において流量調整を行い、周辺河川へ放流する計画である。

調整池の位置、規模等の詳細については、今後、関係機関等との協議を行った上で決定する。

2.2.6 配慮書対象事業に係る工事計画の概要

1. 工事内容

本事業における主な工事は、用地造成工事及び施設建設工事である。

ただし、詳細な工事内容及び具体的な工法については現在検討中である。

2. 工事期間の概要

本事業における主な工事工程は、第 2.2-2 表のとおりである。

用地造成工事の工事期間は約 4 年、施設建設工事は約 3 年を予定しているが、詳細については現在検討中である。

第2.2-2表 主な工事工程（予定）

着工後年数	1	2	3	4	5	6	7
用地造成工事							
施設建設工事							施設供用▼

注：上記工程は現在の予定であり、今後、変更の可能性がある。

3. 工事中の主要な交通ルート

工事中における関係車両の主要な交通ルートについて、資材等の搬出入車両及び通勤車両は、一般国道 155 号（豊田南バイパス（2026 年度開通予定）を含む）、市道貞宝線、市道豊田西部線等を使用することを想定している。

2.2.7 その他配慮書対象事業に関する事項

1. 複数案の設定

「環境影響評価指針」（平成 11 年愛知県告示第 445 号）では、「配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数の案（以下、「複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。」とされている。

事業の位置、事業の規模、施設の構造及び配置の複数案の検討結果は、以下のとおりである。

(1) 事業の位置

事業実施想定区域の位置は、開発済みの土地であるゴルフ場跡地を利用することで環境影響を最小限に留める観点に加え、法令等の規制状況の制約条件を考慮した上で、候補地選定が行われているため、愛知県豊田市貞宝町、浄水町、花丘町、久岡町及び大池町地内の 1 案とする。

(2) 事業の規模

事業実施想定区域の規模は、施設用地、造成緑地等、残置緑地を考慮し、約 142ha とする。

(3) 主要な建造物の構造及び配置

主要な建造物の構造は、類似工場を参考に第 2.2-3 表のとおりとする計画である。本事業では、生産工程に必要な施設を検討すると建造物の構造は限定されるため、構造の複数案は設定しない。

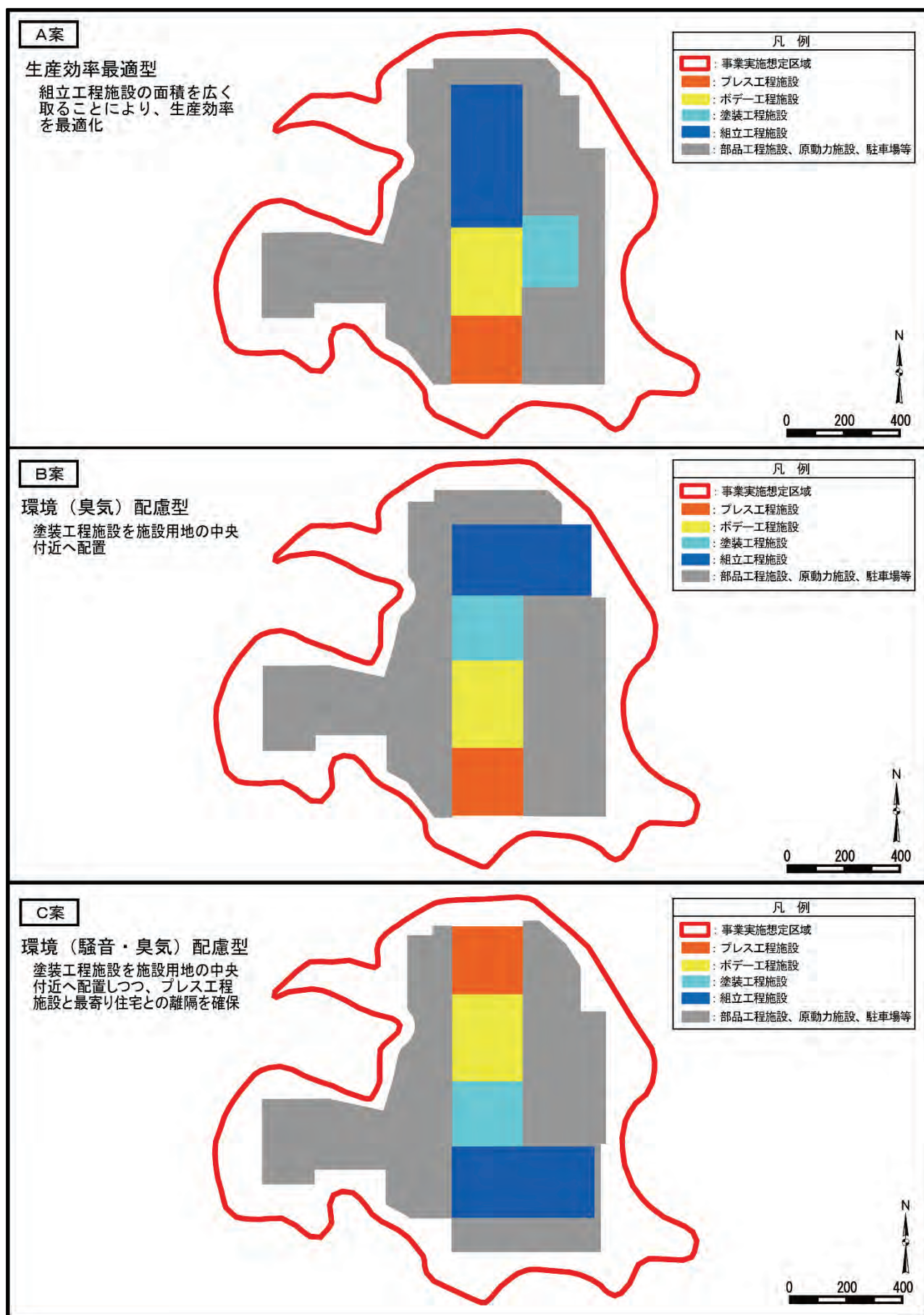
主要な建造物の配置は、生産工程の連続性を考慮し、施設用地において設置可能な施設を検討した結果、第 2.2-4 図に示す A 案、B 案、C 案を想定した。今後、環境への影響の検討結果等を踏まえて、主要な建造物の配置を決定する予定である。

第2.2-3表 主要な建造物の構造

施設	寸法（長さ×幅×高さ）
プレス工程	最大約 240m×約 230m×約 20m
ボデー工程	最大約 290m×約 230m×約 18m
塗装工程	最大約 200m×約 230m×約 30m
組立工程	最大約 500m×約 230m×約 18m

(4) ゼロ・オプション

本事業は、事業活動のすべての領域を通じて環境負荷を低減し、気候変動への対応、資源循環への貢献、自然との共生に向けた取組みを推進するトヨタ自動車が、豊田市近郊において新工場を建設し、高効率な生産設備、製造技術等を導入することにより、現状の生産能力を維持しつつ、生産性の向上や低炭素化を図るものであることに加え、愛知県が企業ニーズを踏まえた新たな企業用地の開発を豊田市と連携して進める事業であることから、ゼロ・オプションに関する検討は現実的ではないと考えられるため、本配慮書ではゼロ・オプションを設定しない。



第 2.2-4 図 主要な建造物の配置図

